

平成27年4月 生活困窮者自立支援法スタート

あなたの抱えている 生活の不安や心配 ご相談ください



長引く景気の低迷により失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働く世代の生活保護受給者も増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。

このように誰もが生活困窮に陥るかもしれない恐れがある社会の中、生活に困窮している人が自立するための支援が急がれています。

しかし、生活に困窮している人は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題を複合的に抱えています。それらの問題に対応し自立した生活を営めるように支援するための相談および支援(自立相談支援事業)を行います。

狭山市

相談から自立まで継続して支援します

—自立相談支援事業—

生活に困窮している人が生活保護に陥らないように、その前の段階でできるだけ早く自立できるように、専門性を有する支援員(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)が相談に応じ、支援へつなげていきます。



生活保護を受けている人以外で、生活に困窮していて、最低限度の生活を維持することができなくななる恐れのある人(生活困窮者)はだれでも相談できます。年齢に制限はありません。

経済的な問題で生活に困っている人、長く失業している人、引きこもりやニートで悩んでいる人、働いた経験がなく不安な人など、生活の問題を抱えている人はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

① まず、困っていることを何でも話してください

- 就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- 相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなげます。
- 窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。



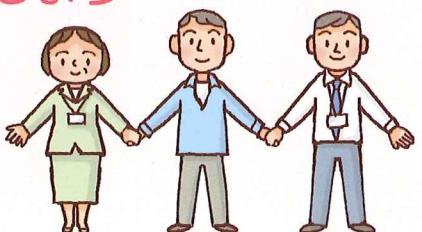
② あなたに必要な支援が計画的に提供できるように、自立への計画を立てます

- あなたの抱えている課題を評価・分析し、必要な支援を把握します。
- あなたの希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるよう自立に向けたプラン(自立支援計画)を策定します。



③ 自立のために一緒に目標に取り組みましょう

- あなたの問題を解決するために必要な関連機関と連携して支援を行います。
- 各人の状況に合わせて継続して支援します。

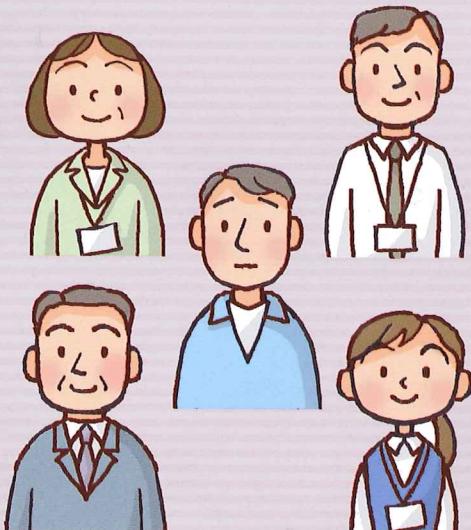


自立相談支援と他の支援が連携して支援します

自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援が行われるようにさまざまな支援につなげていきます。

自立相談支援事業

- ・訪問による支援を含め、生活に困窮している人を早期に把握して、支援できるようにします。
- ・ワンストップ型の相談窓口として、生活に困窮している人への支援の情報とサービスの拠点となります。
- ・さまざまな問題を複合的に抱えた生活に困窮している人に、必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応します。
- ・地域での支援のネットワークを強化するために、さまざまな社会資源に働きかけて新たな地域づくりを進めます。



本人の状況に
応じた支援を
行います



就職をするために住居を確保することが必要な場合

住居確保給付金の支給

仕事につくのに一定の期間が必要な場合

就労準備支援事業

すぐに仕事につくことが可能な場合

ハローワークとの一体的な支援を行います

家計面から生活再建の検討が必要な場合

家計相談支援事業

生活を支援するさまざまな事業

住居確保給付金

離職により住居を失い生活に困窮している人、または住居を失う恐れの高い人に、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

就労準備支援事業

すぐに就労することが困難な生活に困窮している人に、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を計画的に行います。

家計相談支援事業

失業や債務問題などを抱え、家計に問題のある生活に困窮している人が家計を再建するための支援を行います。

不安や心配がある人は、一人で悩まず早めにご相談ください。



【連絡先】

〒350-1306

狭山市富士見1-1-11

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

狭山市駅東口事務所内

生活困窮者自立支援相談窓口

電話 04-2956-7669